

鹿沼市歳入の口座振替要綱

(目的)

第1条 この要綱は、鹿沼市財務規則（昭和39年規則第7号。以下「規則」という。）第34条の規定により、鹿沼市歳入の口座振替による収納手続きについて必要な事項を定め、納入義務者の利便と収納事務の合理化を図ることを目的とする。

(口座振替により納付することができる歳入)

第2条 次に掲げる歳入については、口座振替の方法により納付することができる。

- (1) 市県民税
- (2) 固定資産税（都市計画税を含む。）
- (3) 軽自動車税
- (4) 国民健康保険税
- (5) 廃棄物（し尿及びごみ）処理手数料
- (6) 市営住宅使用料
- (7) 市営墓地清掃手数料
- (8) 見笹霊園清掃手数料
- (9) 保育料
- (10) 介護保険料
- (11) 鹿沼市奨学金等返還金
- (12) 後期高齢者医療保険料
- (13) 公立保育園給食費

2 前項各号に掲げる歳入の納付方法は、原則として口座振替によるものとする。ただし、口座振替によることができないときは、窓口納付その他の方法によるものとする。

(取扱金融機関)

第3条 口座振替による収納事務を取扱うことができる金融機関は、鹿沼市指定金融機関、鹿沼市収納代理金融機関又は株式会社ゆうちょ銀行（以下「取扱金融機関」という。）とする。

(対象者)

第4条 歳入の納入義務者（以下「納入義務者」という。）で、取扱金融機関に預金口座を設け、取扱金融機関の承諾を得たものとする。

(指定預金口座)

第5条 指定預金口座は、次に掲げるもののうち納入義務者が指定した1口座とする。

- (1) 普通預金
- (2) 当座預金
- (3) 納税準備預金（第2条第1号から第4号までに規定する歳入に限る。）

(申込手続)

第6条 口座振替により納付をしようとする納入義務者は、鹿沼市税等・手数料等口座振替依頼書兼廃止届・自動払込利用申込書兼廃止届金融機関保管用（以下「申込書」という。）、鹿沼市税等・手数料等口座振替依頼書兼廃止届・自動払込利用申込書兼廃止届市保管用（以下「通知書」という。）及び鹿沼市税等・手数料等口座振替依頼書兼廃止届・自動払込利用申込書兼廃止届本人控（以下「本人控」という。）を取扱金融機関に提出するものとする。

2 取扱金融機関は、前項の規定による申込書、通知書及び本人控の提出を受けたときは、

記載事項及び当該納入義務者の預金口座を確認のうえ受理し、申込書は金融機関が保管し、通知書は市長に送付し、本人控は納入義務者に交付するものとする。

(納入通知書の送付)

第7条 市長は、取扱金融機関から送付された通知書に基づき、納入義務者に口座振替開始通知書を送付し、取扱金融機関ごとに口座振替納入通知書（以下「納入通知書」という。）を送付するものとする。

2 市長は、取扱金融機関に対し、納入通知書に代えて、当該納入通知書の内容を電磁的に記録したデータ（以下「電子データ」という。）を直接伝送することができる。

(振替日)

第8条 振替日は、当該歳入の納期限の日とする。ただし、振替日が取扱金融機関の休業日に当たるときは、翌営業日とする。

(振替収納手続)

第9条 取扱金融機関は、前条に規定する振替日に納入義務者の指定預金口座から電子データに記載された金額を払い出し、会計管理者名義の当該預金に振替えるとともに、納付済通知書を会計管理者に送付するものとする。

(振替終了結果の報告)

第10条 取扱金融機関は、第9条の規定により振替収納手続を終了したときは、口座振替の記録を電子データとし、データ伝送等により市へ送付するものとする。

(振替不能分の取扱)

第11条 取扱金融機関は、指定預金口座の残高不足等により振替不能が生じたときは、理由を付した電子データをデータ伝送等により市へ送付するものとする。

(口座振替の変更又は廃止)

第12条 口座振替による納付を変更又は廃止しようとする納入義務者は、第6条に規定する申込書、通知書及び本人控を取扱金融機関に提出するものとする。

2 取扱金融機関は、前項の規定による届を受理したときは、第6条第2項の規定により処理するものとする。

(領収書等の送付)

第13条 市長は、口座振替納付にかかる領収書及び口座振替通知書の発行を省略するものとする。ただし、第2条第3号に規定する歳入については、収納事務を行った後に市税口座振替済通知書を当該納入義務者に送付するものとする。

(取扱手数料)

第14条 口座振替による収納事務手数料等については、市と取扱金融機関が協議し、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、昭和58年 4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和59年 4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和62年 4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和63年 4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 4年 4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 6年 4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 8年 4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 9年 4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年 4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年 1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年 4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年 4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年 4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年 4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年11月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日より施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、令和5年12月1日より施行する。

附 則

この要綱は、令和6年12月1日より施行する。